

令和８年度条件付一般競争入札を次のとおり行うので公告する。

令和８年９月１日

京田辺市長 上 村 崇

１ 入札に付する工事

別紙のとおり

２ その他

入札参加を希望する市内業者は、所定の日までに必要書類を提出すること

。

なお、この入札は、京都府共同利用電子入札システムによる電子入札対象案件である。

1 工事名及び入札参加資格等
(土木工事業C)

工事番号	8-22k
工事名	令和8年度 市内道路維持除草(その4)作業
工事場所	京田辺市域
工事概要	① 道路除草工 A=22,200m ²
予定工期	契約日の翌日から令和9年1月29日まで
税抜予定価格	9,209千円
税抜最低制限価格	有り
週休2日制工事	対象外
入札参加資格等	【共通事項】 次のいずれにも該当する者であること。 (1) 京田辺市建設工事競争入札参加資格者名簿に市内業者として登録され、京田辺市建設工事条件付一般競争入札における参加資格である総合評点の算定実施要領に基づいて算定された総合評点の通知を受けている者であること。 (2) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)提出期間の最終日から入札執行の日までの期間において、京田辺市競争入札に係る参加資格の停止等に関する措置要領(令和5年京田辺市告示第37号)に基づく競争入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。 (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。 (4) 京田辺市の事業執行に対し、非協力的行為等を行った者でないこと。 (5) 健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険の全てに加入している者(法令の規定により適用を除外されている者を除く)であること。 【個別事項】 次のいずれにも該当する者であること。 (1) 土木工事業での一般建設業又は特定建設業の許可を有し、総合評点が710点未満の者 (2) 自社と直接かつ恒常的な雇用関係のある「土木一式工事」に係る主任技術者資格又は監理技術者資格を有する技術者を工事現場に配置できる者であること。この場合、「恒常的な雇用関係」とは、確認申請書の提出日以前に3か月以上雇用関係があることをいう。なお、技術者配置に係る専任・非専任は建設業法の定めによること。

2 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに確認申請書を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 提出書類

① 確認申請書

(3) 提出期間

令和8年9月8日(火) 午前9時～午後6時まで

令和8年9月9日(水) 午前9時～午後3時まで

なお、(4)に示す持参又は郵送による提出の場合、正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。

(4) 提出方法

- ① 京都府共同利用電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により申請（提出）すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、確認申請書のみを電子入札システムにより提出することとし、添付資料のすべてを持参又は郵送（(3)に示す提出期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）すること。

- ② やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、紙入札方式参加承諾願（京田辺市公共工事電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）様式第2号）とともに(2)に示す提出書類を(3)に示す提出期間内に持参すること。なお、紙入札者の郵送による提出は、認めない。

- ③ 持参又は郵送する場合の提出先

〒610-0393

京都府京田辺市田辺80番地 京田辺市建設部建設政策推進室

3 入札参加資格の確認通知

- (1) 確認申請書等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。
- (2) 入札参加資格確認通知書（以下「通知書」という。）は、令和8年9月11日（金）に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者については電話等で連絡するので、連絡以降、通知書を京田辺市建設部建設政策推進室まで受け取りに来ること。

4 設計図書の閲覧

- (1) 仕様書、工事図面及び金抜設計書等については、京都府共同利用入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）において公開するので、原則として本公告に示す公開期間内にダウンロードすること。ただし、やむを得ず窓口での配布を希望する場合は、事前に京田辺市建設部建設政策推進室へ申し出ること。その場合、本工事の入札参加要件を満たすものに限り、有償で配布する。
- (2) 窓口での配布期間

公告日の午前9時から入札受付最終日の午後5時まで

5 質問受付及び回答

- (1) 質問の提出方法

入札担当課まで直接持参の上、提出されるか、若しくは、Wordデータで提出すること。なお、電子メールで提出した際は、入札担当課へ受領確認の電話連絡をすること。

- (2) 質問受付締切り

令和8年9月14日（月）正午

- (3) 回答日

令和8年9月17日（木）午後1時以降

入札情報公開システムに掲載する。

6 入札期間及び開札日

- (1) 入札期間

令和8年9月28日（月）午前9時～午後6時

令和8年9月29日（火）午前9時～午後5時

(2) 開札日

令和8年9月30日（水）

開札予定時間については、入札情報公開システムにおいて公表する。

7 入札の方法等

(1) 本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

ただし、紙入札者については、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に京田辺市建設部建設政策推進室へ入札書を提出（必着）すること。紙入札者の提出方法については、電子入札運用基準第18条第4項によること。

(2) 工事費内訳書

工事内訳書は、電子入札システムにより入札書とともに**必ず**提出すること。（紙入札者の提出方法については、（1）によること。）

なお、開札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札は、本公告の「13 その他（1）入札の無効等に関する事項⑥その他、入札条件に違反した者」に該当するものとして、無効とする。

(3) 注意事項

本公告に示す税抜予定価格は、消費税を含まない金額である。

8 落札者の決定

税抜予定価格以下で税抜最低制限価格以上の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、抽選（電子入札システムにおけるくじ）により落札者を決定する。

9 他の条件付一般競争入札に参加している場合の取扱い（取り抜け）

本工事のほか、本工事と同一時期に発注する以下の工事（以下「他工事」という。）のうち、いずれかの入札に参加している場合において、本工事の落札決定までに他工事のいずれかを落札した場合には、本工事の落札者になることができないものとする。（本工事の入札書を無効とみなすものとする。）また、本工事を落札した場合は、他工事の落札者になることができない。

落札決定順位	工 事 名	備 考
1	令和8年度 市内道路維持除草（その4）作業	本工事
2	令和8年度 市単独土地改良事業東地区排水路整備工事	他工事

※落札決定順位欄に記載している番号順に開札を行い、落札決定を行う。

※入札不調・取止め等により落札者を決定できない工事があった場合は、当該工事は、本件（取り抜け）の対象から除く。

10 支払条件

- (1) 前払金 無
- (2) 中間前払金 無
- (3) 部分払 無
- (4) 精算払 工事完成時に行う。

11 入札保証金 免除

1 2 契約保証金 免除

1 3 その他

(1) 入札の無効等に関する事項

次の各号の一に該当する者のした入札は無効又は失格とする。

- ① 入札に参加する資格のない者
- ② 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者
- ③ 入札に関し連合等の不正行為をした者
- ④ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
- ⑤ 税抜最低制限価格未満の金額又は事前公表された税抜予定価格を超える金額で入札した者
- ⑥ その他、入札条件に違反した者

(2) 入札時点で配置を予定していた技術者が、他の落札案件に配置する等の理由により配置できなくなり、入札に参加する資格がなくなった場合、開札日の前日までに「入札無効申請書」を押印の上、入札担当課に持参により提出することで、当該案件の入札を無効にすることができるものとする。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該申請を無効とするとともに、競争入札参加資格の停止を行う場合がある。ただし、「入札無効申請書」を提出した場合には、この限りではない。

(4) 本市HPで公表している「建設工事と技術者について」の4に規定する現場代理人については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事と兼務はできない。ただし、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、連絡体制が確保されると認めた場合は、この限りでない。

(5) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者の中から1名の技術者を選定し、本工事に配置すること。なお、技術者の資格要件及び専任要件の詳細な確認については、契約時に行う。

(6) 落札者は、京田辺市暴力団排除条例（平成25年京田辺市条例第20号）第12条第5項の規定により「誓約書」を提出すること。なお、契約金額が150万円未満の場合については、この限りでない。

(7) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

1 4 入札及び契約手続における担当部課

京田辺市建設部建設政策推進室

電話番号 0774-64-1340（直通）

FAX番号 0774-62-2844

メールアドレス pp-kensetu@city.kyotanabe.lg.jp